株主各位

名古屋市中区栄一丁目20番31号

株式会社 トーエネック

代表取締役計長 藤 田 祐 三

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することが できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2~3ページの「議決 権の行使についてのご案内」に従って2021年6月24日(木曜日)午後5時15分までに議決権 を行使してくださいますようお願い申しあげます。

記

- 1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
- 2. 場 **所** 名古屋市中区栄一丁目20番31号 当社本店
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第103期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告およ び計算書類の内容報告の件
- 2. 第103期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結計算書類 の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

定款一部変更の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

- ・株主さまの安全の確保および新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席の間隔を広く取ります。 そのため、座席数に限りがございますので、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を極力ご活 用いただき、本総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。 ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温へのご協力をお願い申し
- ・当日は、発熱されている方や体調が特に悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りするこ とがあります。

議決権の行使についてのご案内

● 株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2021年6月25日 (金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

※代理人により議決権を行使される場合は、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

● 株主総会にご出席されない場合



○ 書面 (議決権行使書用紙) により議決権を行使される場合

行 使 期 限 2021年6月24日(木曜日)午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。



○ インターネットにより議決権を行使される場合

行 使 期 限 2021年6月24日 (木曜日) 午後5時15分まで

インターネットにより**議決権行使サイト◆https://www.web54.net**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」(3頁)に記載の内容をご確認ください。

■ インターネットによる開示について

当社ウェブサイト♪ https://www.toenec.co.jp/

- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット 上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 以下の事項につきましては、法令および定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ◎ 監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト◆https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日 (木曜日) 午後5時15分まで

議決権行使コード・パスワードの取り扱いについて

- ●パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- ●お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
- ●議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードおよびパスワード は、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ●議決権行使書用紙とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ●インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット 接続料金等) は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトのご利用方法

①議決権行使サイトへアクセスする



②お手元の議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」を入力



⑤「パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、 以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤルフリーダイヤル0120-652-031 (受付時間午前9時~午後9時)



議決権行使が簡単に!

スマートフォンからQRコード®を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

事業報告(2020年4月1日から)(2021年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いていましたが、依然として感染収束の見通しが不透明なため、停滞の懸念が高まっています。建設業界におきましては、公共投資が堅調である一方、民間投資については、企業収益の悪化や先行き不透明感から、設備投資の中止や先送りの動きがあり、2020年の年末まで減少が続きましたが、業績の回復が顕著な製造業を中心に先送りしていた投資を再開する動きがみられています。

当社は、当期からスタートした中期経営計画2022 (2020年度~2022年度) において、①事業拡大と基盤強化、②収益力向上に向けた競争力の強化、③人材の育成強化、④企業風土改革の推進の4つの重点方針を掲げています。これらの方針に基づき、屋内線工事、空調管工事および通信工事では、中部圏に加えて、首都圏や関西圏における営業活動や、海外事業基盤の強化を図りました。電力関連工事においては、業務効率化およびコスト低減に一層努めました。

また、企業の存続にはお客さまや社会からの信頼が不可欠であるため、コンプライアンスと安全意識の徹底に取り組んできました。

当期の個別業績は、受注高1,870億6千3百万円(前期比1.1%減)、売上高1,963億5千1百万円(前期比3.5%減)となりました。

利益面につきましては、採算性の高い大型工事が順調に進捗したことや、工事原価の圧縮に努めたことなどにより、経常利益は122億4千1百万円(前期比19.7%増)となりました。 当期純利益につきましては、前期に比べて特別利益が減少したことや、関係会社株式評価損を計上したことなどにより、72億9千2百万円(前期比7.7%減)となりました。

当期の部門別受注高・売上高

			$\overline{\times}$		分			受 注 高	前期比	売上高	前期比													
				配	電絲	泉工	事	69,564百万円	△9.8%	73,789百万円	△2.2%													
				地	中約	泉工	事	8,935百万円	△11.0%	10,632百万円	7.0%													
設	備	I	事	屋	内約	泉工	事	68,817百万円	4.6%	64,277百万円	△8.9%													
	武 1/開 _	_	"	空	調管	章 工	事	17,255百万円	△4.4%	15,336百万円	△18.8%													
			:	通	信	I	事	22,491百万円	23.6%	18,318百万円	8.8%													
					計			187,063百万円	△1.1%	182,354百万円	△4.9%													
																	I.	ネル=	ギー事	業	_	_	10,286百万円	35.1%
兼	業	事	業	商	H	販	売	_	_	3,711百万円	△9.5%													
					1	it .		_	_	13,997百万円	19.5%													
	合 計				187,063百万円	△1.1%	196,351百万円	△3.5%																

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

(2) 部門別の状況

(配電線工事)

電力会社からの配電線工事は受注高・売上高ともに前期並みを維持しました。しかしながら、大型太陽光発電設備工事において、前期に一般得意先からの受注および工事進捗があったことの反動により、受注高は9.8%減、売上高は2.2%減となりました。

(地中線工事)

受注高につきましては、一般得意先向け工事の減少により、前期に比して11.0%減となりました。売上高につきましては、太陽光発電関連設備工事等の工事進捗などにより7.0%増となりました。

(屋内線工事)

受注高につきましては、オフィスビル、病院などの大型工事の受注により、前期に比して4.6%増となりました。売上高は、期首手持工事の減少により、前期に比して8.9%減となりました。

(空調管工事)

受注高につきましては、宿泊施設や工場などの一部に計画延期があったことにより、前期に比して4.4%減となりました。売上高は、受注の減少および工事進捗の遅れにより、18.8%減となりました。

(诵信工事)

道路関連通信工事の大型案件や通信事業者からの受注が好調であったこと、また、これらの工事が順調に進捗したことなどにより、前期に比して、受注高につきましては23.6%増、売上高は8.8%増となりました。

(エネルギー事業)

太陽光発電事業において新規の太陽光発電所が稼働したことにより、前期に比して、売上高につきましては35.1%増となりました。

(3) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は220億6千3百万円であり、その主なものは太陽光発電事業に関連する資産の取得および当社事業場の新築によるものです。

(4) 資金調達の状況

金融機関からの長期借入により20億円調達しました。

(5) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を講じつつ、ワクチンの接種が進み、社会経済活動のレベルが引き上がるなかで、持ち直していくことが期待されます。ただし、感染状況が再び悪化する場合は、景気が再び失速する懸念も依然として残されています。

建設業界におきましては、公共投資は引き続き堅調に推移することが見込まれます。また、民間の設備投資については、製造業など成長分野への対応等を背景に持ち直しの傾向が続き、回復することが見込まれます。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいホテル、商業施設などサービス業は設備投資を縮小する可能性があり、業種によって投資の回復が二極化していくことが想定されます。

このような状況において、受注競争が激化し、収益性が低下していくことが懸念されます。しかしながら、当社はさらなる成長を目指すために、デジタル化推進、脱炭素化など成長が見込まれる業種・企業に対して、他社より先んじて行動することによって受注の獲得に努めてまいります。加えて、技術力を磨き、業務効率化による生産性向上、コスト低減に取り組むことで競争力を高めてまいります。電力関連工事については、引き続き、コスト低減および技術力の向上に努めます。

また、労働人口が減少していくなか、要員増強と人材育成も喫緊の課題と考えております。このため、中期経営計画2022では、人に関わる投資を積極的に行うことで、当社の人材を質・量ともに充実させていくこととしております。若年技術者の早期育成、協力会社の確保により施工体制を強化し、安全・品質を向上させ、生活と社会のインフラを支えるプロ技術者集団として確固たるものとします。

さらに、絶対に災害を発生させない企業風土の確立、お客さまのニーズに応える技術研究 開発の強化などに取り組むことにより、お客さまから選ばれる企業にしていきます。併せて 働き方改革やダイバーシティを推進し、従業員がいきいきと活躍できる企業づくりに努め、 人に、社会にやさしい企業を目指します。

中期経営計画2022

(2020年度~2022年度) ~人材投資による さらなる成長~

<重点方針>

1. 事業拡大と基盤強化 ①営業力の強化 ②施工力の向上 ③重点事業エリアの強化・拡大	2. 収益力向上に向けた競争力の強化 ①効率化・生産性向上の取り組み強化 ②コスト競争力の強化 ③技術力の強化 ④全社視点でのシステム開発の推進			
3. 人材の育成強化 ①新人材育成方針にもとづく育成強化と 教育の充実 ②働きがいのある職場づくり	4. 企業風土改革の推進 ①安全風土の確立 ②働き方改革の推進 ③コンプライアンスの徹底 ④ダイバーシティの推進			

<数値目標(連結)>

2022年度

売上高 **2,450億円** R O E **6.5**% 経常利益 120億円

(6) 財産および損益の状況の推移

				2017年度 第100期	2018年度 第101期	2019年度 第102期	2020年度 第103期 (当期)
受	注		高	177,715百万円	201,581百万円	189,198百万円	187,063百万円
売	上		高	188,783百万円	196,866百万円	203,392百万円	196,351百万円
経	常	利	益	6,877百万円	8,563百万円	10,223百万円	12,241百万円
当	期 純	利	益	4,409百万円	5,796百万円	7,904百万円	7,292百万円
1 株	当たり当	期純	利益	235円82銭	310円7銭	422円89銭	390円20銭
総	資		産	212,436百万円	238,073百万円	265,886百万円	281,694百万円

- (注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。
 - 2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。このため、1株当たり当期純利益については、第100期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
 - ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社 への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋市	430,777百万円	50.01%	電気事業

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しています。
 - 2. 当社は、親会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社より配電設備の新増設工事や、その他修繕工事等を受注しています。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ 株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしています。なお、上記3社との重要な取引等に関わる契約については、独立社外役員を中心とした親子取引審議委員会の答申を受けたうえで、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しています。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	100百万円	100%	設備工事および事務 機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	40百万円	100%	プラント配管工事
統一能科建筑安装(上海)有限公司 (トーエネックシャンハイ)	中華人民共和国	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC(THAILAND)CO.,LTD. (トーエネック(タイランド))	タイ王国	10百万タイバーツ	100%	_
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	フィリピン共和国	1百万 フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水 工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	インドネシア共和国	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、 プラント配管工事

- (注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア) の株式は、 旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。
 - 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 - 3. TOENEC(THAILAND)CO.,LTD. (トーエネック (タイランド)) は、Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック) への事業移管が終了し清算手続き中です。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
PFI豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持 管理
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	240百万円	20%	発電設備の建設・保守 運転事業
Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック)	タイ王国	114百万 タイバーツ	30%	電気、空調工事

④ 連結決算の概要

当連結会計年度の売上高は2,156億7千7百万円(前期比4.1%減)、経常利益は137億2 千6百万円(前期比9.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は88億3千2百万円(前期比5.2%減)となりました。

(8) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為 特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分 特記すべき事項はありません。
- ③ 重要な業務提携や技術提携 特記すべき事項はありません。

(9) 主要な事業内容

		区 :	分		事 業 内 容
配	電	線	I	事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事 (配電線工事には省エネルギー住宅設備工事、太陽光発電設備工事 を含む)
地	中	線	工	事	地中送配電線工事
屋	内	線	I	事	ビル・工場などの屋内線工事
空	調	管	I	事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
通	ſ	Ē	エ	事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
エ	ネー	レギ	一事	業	太陽光発電事業、学校空調システムサービス、マンション高圧 一括受電サービス事業
商	[販	売	電線類や工事用材料などの販売

(10) 主要な営業所等

① 本 店

愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号 愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号(本店別館)

② その他の営業所

2	<u></u>	Ŧ	尓	所 在 地	名	,]	:	称	所 在 均	也
中	部	本	部	愛知県名古屋市	静	畄	支	店	静岡県静岡市	
東	京	本	部	東京都豊島区	Ξ	重	支	店	三重県津市	
大	阪	本	部	大阪府大阪市	岐	阜	支	店	岐阜県岐阜市	
名	古月	量 支	店	愛知県名古屋市	長	野	支	店	長野県長野市	
岡	崎	支	店	愛知県岡崎市						

③ 研究機関

名	称	所	在	地
技術研究	咒開発部	愛知県名古	屋市	

(11) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
4,780名	78名減

(12) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	23,627百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,600百万円
株式会社三井住友銀行	1,600百万円
株式会社八十二銀行	1,500百万円
株式会社大垣共立銀行	950百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	900百万円
株式会社みずほ銀行	800百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資による ものです。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

(2) 株 主 数

(3) 大 株 主

19,329,990株 (自己株式数640,175株含む) 5,070名

株 主 名	持株数	持株比率
中 部 電 力 株 式 会 社	9,666千株	51.72%
トーエネック従業員持株会	1,087千株	5.82%
トーエネック共栄会	564千株	3.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	435千株	2.33%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	256千株	1.37%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	217千株	1.16%
株式会社三菱UFJ銀行	201千株	1.08%
トーエネック労働組合	131千株	0.70%
トーエネック名古屋協力会持株会	124千株	0.67%
トーエネック岡崎協力会持株会	118千株	0.63%

- (注) 1. 当社は、自己株式640千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等

E	£	2	7	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
大	野	智	彦	代表取締役社長 社長執行役員	_
藤	\boxplus	祐	Ξ	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括	_
堀	内	保	彦	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 エネルギー事業部統括 空調管本部長	_
稲	垣	隆	司	取締役(非常勤)	岐阜薬科大学学長
吉	Ш	直	利	取締役(非常勤)	ジェイアール東海関西開発株式会社 代表取締役社長
飯	塚		厚	取締役(非常勤)	日本郵政株式会社 専務執行役
髙	木		勲	取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括	_
西	脇	哲	也	取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部、教育センター統括	_
平	\boxplus	幸	次	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長	_
水	野	朝	之	取締役 専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長	_
滝	本	嗣	久	取締役 専務執行役員 東京本部長	_
鈴	木	健	_	常任監査役(常勤)	_
金	Ш	哲	雄	監査役(常勤)	_
杉	\blacksquare	勝	彦	監査役(非常勤)	弁護士 石原総合法律事務所副所長
柴	\blacksquare	光	明	監査役(非常勤)	公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長

- (注) 1. 取締役稲垣隆司氏、吉川直利氏および飯塚厚氏は、社外取締役です。
 - 2. 常任監査役鈴木健一氏、監査役杉田勝彦氏および柴田光明氏は、社外監査役です。
 - 3. 当社は、取締役稲垣隆司氏、吉川直利氏および飯塚厚氏、監査役杉田勝彦氏および柴田光明氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所に届け出ています。
 - 4. 監査役柴田光明氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しています。
 - 5. 当事業年度における異動
 - ・取締役飯塚厚氏および滝本嗣久氏は、2020年6月25日開催の第102回定時株主総会において新た に取締役に選任され、就任しました。
 - ・取締役三石拓治氏および林欣吾氏は、2020年6月25日をもって任期満了により退任しました。
 - 6. 2021年4月1日付で、次のとおり地位および担当を変更しました。

氏 名	新	IΒ
藤田 祐三	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、 情報通信統括部統括
髙木 勲	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、技術研究開発部、 経理部、資材部統括	取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、 情報システム部、資材部統括
西脇 哲也	取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、 教育センター統括	取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部、 教育センター統括
大野 智彦	取締役相談役	代表取締役社長 社長執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、非業務執行取締役である稲垣隆司氏、吉川直利氏および飯塚厚氏ならびに監査役の全員と、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の争訟費用を含む損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により塡補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。 なお、当該保険の契約期間は1年間であり、2021年7月に更新する予定です。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針といいます。) を定めており、その概要は次のとおりです。
 - ・当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、 優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する 水準・構成とすることを基本方針とする。
 - ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本 報酬と業績連動報酬としての賞与により構成し、社外取締役については、基本報酬のみ とする。なお、退職慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
 - ・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境 等を総合的に勘案し役位別に決定する。
 - ・業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、連結経常 利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定時期に 支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏 まえ見直しを行う。
 - ・報酬水準は、独立した第三者による当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会で審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

また、決定方針の決定方法については、任意の指名・報酬委員会で審議された決定方針案を取締役会で審議のうえ決議することとしています。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第90回定時株主総会において年額3億7,200万円以内と決議されています(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第90回定時株主総会において年額9,100万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長大野智彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個人別の報酬額を決定しています。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は任意の指名・報酬委員会の委員長であり、当該委員会の審議内容に従った決定をするためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の指名・報酬委員会の審議を経て当該審議の内容に従って決定することを決定方針に定める等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の	対象となる			
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員員数 (人)
取 締 役	302	240	61	_	13名
(うち社外取締役)	(20)	(20)	(—)	(—)	(3名)
監 査 役	59	59	_	_	4名
(うち社外監査役)	(37)	(37)	(—)	(—)	(3名)

- (注) 1.上記には、2020年6月25日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
 - 2.業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しています。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画の数値目標と整合するように設定した連結経常利益としており、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためです。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて算出する方法とし、その目標値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえて見直すこととしています。

当事業年度の連結経常利益は1. (7) ④連結決算の概要に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役稲垣隆司氏は、岐阜薬科大学の学長です。当社と岐阜薬科大学との間には、特別の利害関係はありません。

取締役吉川直利氏は、ジェイアール東海関西開発株式会社の代表取締役社長です。当社とジェイアール東海関西開発株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役飯塚厚氏は、日本郵政株式会社の専務執行役です。当社と日本郵政株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長です。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査役柴田光明氏は、公認会計士柴田光明事務所の所長です。当社と公認会計士柴田光明事務所との間には、特別の利害関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
	稲垣隆司	・当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席し、主に長年にわたる学識経験者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
社外取締役	吉川直利	・当事業年度に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	飯 塚 厚	・2020年6月25日就任後、当事業年度に開催した9回の取締役会のうち 8回に出席し、主に長年にわたる行政官としての見地から、豊富な経験 と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	鈴 木 健 一	・当事業年度に開催した12回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っています。
社外監査役	杉 田 勝 彦	・当事業年度に開催した12回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
	柴 田 光 明	・当事業年度に開催した12回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にあるものとして業務執行者から独立した客観的・中立的な立場で当社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割から、取締役会において経営の監督を行うだけでなく、重要な親子取引を審議する親子取引審議委員会の委員長および委員として監督を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 60百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 60百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、項目別監査時間、報酬単価、報酬額の推移、職務執行状況を検証し、当事業年度における監査計画の活動内容および報酬見積の算出根拠の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益を除き表示単位未満の端数を切り捨てています。

貸 借 対 照 表 (2021年3月31日現在)

(半四・日刀口)	(単位	:	百万円)	
----------	-----	---	------	--

	資	産	の	部				負	ļ.	債	の	部	}
	料収	資 録 録 事 財 の 引 の 引 の 引 の 引	産金形権金金品品金他金	3	7,619 9,272 944 3,880 5,605 4,490 2,971 38 7,141 3,331 \$\triangle\$57	流	支電工短リ未未未未工そ	事 期 一 払	、記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	身 手 暴人受引 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	債 形務金金務金用等金金他		67,983 398 6,761 21,323 11,082 6,887 4,051 6,744 2,498 1,502 304 6,429
建機工土建 ,資投	設 形 を 資 の 有 会社株式 期	資定構運 にででは、受性の質に構運 には、一の一会ででは、 一の一会をです。 一、資築搬備 ・ 資資証出 を資金をできます。 一、資金をできます。 こうかい かいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう かいしゅう かいしゅう はいしょう はいいん はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい	券	(145, 1 8 3 1 (2, (26,	(4,075 606) 7,853 1,469 718 1,433 4,131 372) 096) 3,593 4,796 452 156 4,490 3,275 △669		社長リ退資を開発を引える。	債主 本の益の毎週時川県・ 関本他 益他市資の途に1数では、1の数では、100をは、10	は、	余備 身頭 積頭 積頭 一	情情金務金務他計 本金金金金金金金金金金金式等	の 部 (((113,827 14,000 22,545 54,598 19,137 3,518 27 181,811
資	産	合	計	28	1,694	負	債	純		金 合	計		281,694

損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

上 高 売 完 成 I 事 高 182,354 兼 業 事 業 13,997 196.351 売 上 上 原 売 侕 155,518 完 成 I 事 価 兼業事業売上原 165,327 9,809 上 総 利 益 総 完 成 I 事 利 益 26,836 業 事業 総 利 4.188 31.024 17,670 販売費及び一般管理費 営 業 利 益 13,354 外 収 受取利息及び配当金 464 そ 394 \mathcal{O} 他 858 業 外 費 用 支 利 1,926 払 シンジケートローン手数料 21 23 1,971 そ \mathcal{O} 他 12,241 経 利 益 別 益 利 0 固定資産売却 貸倒引当金戻入額 0 投資有価証券売却益 2 2 別 特 損 失 固定資産除売却損 238 投資有価証券売却損 0 投資有価証券評価損 57 関係会社株式評価損 928 1,225 税引前当期純利 11,018 法人税、住民税及び事業税 3,636 人税 等 調整 88 3,725 7,292 期 純 利 益

結 貸 借 対 照 (2021年3月31日現在) 連 表

(単位:百万円)

資 産	の	部				É	į	債	σ,)	部
流 動 資	産		123,909	流		動		負	債		73,718
現 金 預	金		46,909		支持	ム手形	ド・エ	事未払	金等		35,651
預け	金		1,500		短	期	借	入	金		11,382
受取手形・完成工事未収	入金等		59,397		IJ	_	ス	債	務		6,830
未成工事支	出金		4,931		未	扌	4	費	用		7,567
材 料 貯 蔵	品		2,979		未	払	法	人 税	等		2,948
商	品		84		未	成二	□ 事	受入	、金		2,218
そ の	他		8,188		I	事技	員 失	引当	金金		304
貸倒引	当 金		△81		そ		\mathcal{O}		他		6,816
				固		定		負	債		114,773
固 定 資	産		184,322		社				債		14,000
有 形 固 定 資	産	(14	17,615)		長	期	借	入	金		22,545
建物・構築	魚 物		18,159		IJ	_	ス	債	務		54,352
機械、運搬具及び工具器	具備品		83,683		退	職給	付に	係るり	負債		19,819
土	地		31,595		資	産	除	去 債	務		3,518
建設仮勘	定		14,176		そ		の		他		538
無形固定資	産	(4,084)	負		債		合	計		188,491
のれ	h		1,567			糸	ŧ	資 :	産	の	部
その	他		2,516	株		主		資	本		112,343
投資その他の	資 産	(3	32,622)	貣	Ĩ		本		金	(7,680)
投資有価調	正券		24,253	貣	Ĩ	本	剰	余	金	(6,839)
繰 延 税 金 貧	資 産		5,156	禾	IJ	益	剰	余	金	(99,368)
その	他		3,509	É	3	己		株	式	(△1,545)
貸 倒 引 🗎	金 盆		△296	そ(の他	の包	! 括 利	∫益累	計額		7,376
				7	その化	也有個	証券	評価差	額金	(7,198)
				為	a 쳩	換	算 調	整態	加定	(1)
				追	退職組	給付に	係る	調整累	計額	(176)
				非	支	配	株	主持			20
				純	j	資	産	合	計		119,740
資 産 合	計		308,232	負	債	純	資	産 合	計		308,232

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:百万円) 上 高 売 201,325 工 事 完 成 高 その他事業売上高 14,352 215,677 上 原 価 I 成 事 170,147 その他事業売上原価 9,989 180,136 \vdash 利 工 事 総 利 益 31,178 その他事業総利益 4,362 35,540 販売費及び一般管理費 20,030 15,509 営 業 利 業 外 収 益 受取利息及び配当金 329 そ \mathcal{O} 373 703 他 外 業 費 用 支 払 利 1,924 21 シンジケートローン手数料 持分法による投資損失 456 そ 84 2,487 \mathcal{O} 常 13,726 綷 利 益 別 利」 益 固定資産売却益 0 貸倒引当金戻入額 0 投資有価証券売却益 2 3 別 損 失 固定資産除売却損 312 投資有価証券売却損 0 投資有価証券評価損 57 370 税金等調整前当期純利益 13,359 法人税、住民税及び事業税 4,378 人 税 等 143 4,522 純 期 利 8,836 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益 8,832

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月27日

株式会社トーエネック 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 岩田 国良 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 村 井 達 久 印 業務執行社員 公認会計士 村 井 達 久 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月27日

株式会社トーエネック 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所 指定有限責任社員

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 岩 田 国 良 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 村 井 達 久 印 業務執行社員 公認会計士 村 井 達 久 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及 び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監 査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取 締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営考査部そ の他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しま

した。
 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応
 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしまし た。また、子会社については、オンライン会議ツール等も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会 社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項 及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シ ステム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、

取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に 行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (2005年10月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制シズテムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、継続的な取組みが行われており、指摘すべき事項は認められ ません。

事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意 した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべ き事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月28日

株式会社トーエネック 監査役会

> 常任監査役 (常勤) 給 木 健 **一印** 社外監査役 金 哲 雄印 監査 役(常勤) Ш \blacksquare 勝 杉 彦印 社外監査役 光 \mathbb{H} 明印 社外監査役 柴

> > 以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項 【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、将来にわたる事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30%を目処とする配当を通じて業績に応じた利益還元を行うとの基本方針に従い、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類 金銭
 - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額 当社普通株式1株につき金85円 総額1,588,634,275円
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日
- 2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、さらなる企業価値の向上を図る観点から、議決権を有する独立社外取締役を増 員することにより、取締役会の監督機能を強化し、かつ、取締役会から取締役への権限 移譲により迅速な意思決定を行い、取締役会がより充実した議論ができる体制とするこ とを目的として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することと いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関す る規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うもので あります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しています。)

	()
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条〜第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第12条 (条文省略)	第6条〜第12条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条~第18条 (条文省略)	第13条〜第18条 (現行どおり)
(議 事 録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、 議事録に記載する。	(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、 議事録に記載 <u>又は記録</u> する。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数) 第20条 本会社に取締役15人以内を置く。 	(員 数) 第20条 本会社に取締役 <u>(監査等委員である取締役</u> を除く。) 15人以内を置く。
(新設)	② 本会社に監査等委員である取締役5人以内を置 <u>く。</u>
(選 任)	(選 任)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> 以外の取締役とを区別して、株主総会において選任 する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。

現行定款	変更案
(新設)	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役 の補欠として選任された監査等委員である取締役の 任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の 満了する時までとする。
(新設)	④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の 監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する 期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の開始の時までと する。
(取締役会の招集) 第23条 (条文省略) ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取 締役 <u>及び各監査役</u> に対して発するものとする。 ③ 取締役会は、取締役 <u>及び監査役</u> の全員の同意があ るときは、招集の手続を経ないで開催することがで きる。	(取締役会の招集) 第23条 (現行どおり) ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取 締役に対して発するものとする。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで開催することができる。
第24条~第25条 (条文省略)	第24条〜第25条 (現行どおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の 規定により、その決議によって重要な業務執行(同 条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部 又は一部を取締役に委任することができる。
第26条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条 (現行どおり)

現行定款

変更案

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、 議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>28</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役 を選定する。

② 取締役会は、その決議によって社長1人を置き、 必要に応じて会長1人、副社長、専務取締役及び常 務取締役各若干名を置くことができる。

第29条~第30条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第31条 (条文省略)

② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載<u>又は記録</u>し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印<u>又は電子署名を行う</u>ものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>29</u>条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監</u> <u>査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締 役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>社長1人を置き、必要に応じて会長1人、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

第30条~第31条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第32条 (現行どおり)

② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員 数) 第32条 本会社に監査役5人以内を置く。	(削除) (削除)
(選 任) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任 期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(<u>常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集) 第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 ② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。 ③ 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議事項) 第37条 監査役会は、法令に定める事項のほか、監 査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める 事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨 げることはできない。	(削除)

明仁宗勃	亦百安
現行定款	変更案
(<u>監査役会の決議方法)</u> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、 議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名し、 又は記名押印するものとする。	(削除)
(監査役の責任免除) 第40条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	(削除)
(新設) (新設)	第5章 <u>監査等委員会</u> (常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の</u> 監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集) 第34条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 ② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに 各監査等委員に対して発するものとする。 ③ 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があると きは、招集の手続を経ないで開催することができ る。

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会の決議事項) 第35条 監査等委員会は、法令に定める事項のほか、 監査等委員の職務の執行に関し、監査等委員会が必 要と認める事項を決定する。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及 びその結果並びにその他法令に定める事項について は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員 がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う ものとする。
第6章 会計監查人 第 <u>41</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>38</u> 条〜第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算 第 <u>43</u> 条~第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第7章 計 算 第 <u>40</u> 条〜第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	附 則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に 関する経過措置) 第1条 本会社は、2021年6月25日開催の第103回 定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を 含む。)の行為に関し、会社法第426条第1項の規 定により、取締役会の決議をもって、同法第423条 第1項に規定する損害賠償責任を法令の限度におい て免除することができる。
(新設)	第2条 2021年6月25日開催の第103回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 10名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、社外取締役3名を含む取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

たか ぎ いさお 高 木 勲 (1957年5月5日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

3,026株

<略歴、地位、担当>

2009年 7 月 中部電力株式会社電子通信部長

2010年 7 月 同社執行役員 電子通信部長

2012年6月 当社取締役 常務執行役員 技術開発室、情報システム部統括情報通信本部長

2014年6月 当社取締役 常務執行役員 海外事業部統括 営業本部長

2016年 6 月 当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長

2017年 4 月 当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括

2017年6月 当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部、

エネルギー事業部統括

2019年 4 月 当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括

2021年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、技術研究開発部、経理部、資材部統括〔現任〕

<取締役候補者とした理由>

高木勲氏は、一般工事の拡大に向け、本店機能および営業力を最大限発揮するための体制整備を行い、営業競争力の強化や成長分野への事業拡大を推進するとともに、将来に繋がる経営戦略の展開やグループ経営の強化に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

たき もと つぐ ひさ 滝 本 嗣 久 (1962年12月11日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

1,444株

<略歴、地位、担当>

1986年 4 月 当社入社

2013年6月 当社参与配電本部地中線部副部長

2014年6月 当社執行役員 静岡支店長

2018年 4 月 当社執行役員 東京本部副本部長

2020年 4 月 当社専務執行役員 東京本部長

2020年6月 当社取締役 専務執行役員 東京本部長〔現任〕

<取締役候補者とした理由>

滝本嗣久氏は、長年にわたり地中線工事部門の業務に従事し、地中線工事全般に関する業務に精通しているほか、静岡支店長在任時には地域密着型営業の実践や経営効率化を進め、現在は東京本部長として関東エリアでの受注拡大に向けて積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

候補者番号 西脇哲也 3 (1957年4月23日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

2,418株

<略歴、地位、担当>

1980年 4 月 当社入社

2009年6月 当社理事 秘書室長

2011年6月 当社執行役員 営業本部営業統括部長

2013年 7 月 当社執行役員 岐阜支店長

2014年6月 当社常務執行役員 岐阜支店長

2015年 6 月 当社常務執行役員 人事部長

2016年6月 当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務室、総務部、資材部統括 (2016年7月 法務室から法務部へ名称変更)

2017年 4 月 当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括

2018年 4 月 当社取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括

2019年4月 当社取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部、教育センター統括

2021年4月 当社取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、教育センター統括〔現任〕

<取締役候補者とした理由>

西脇哲也氏は、人事制度の見直し、ダイバーシティの推進等、人材育成や労働環境の向上に尽力しているほか、法務、総務等の経営管理分野においてコンプライアンスの徹底、コスト競争力の強化等に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

できた。こうじ 平田幸次 (1959年1月18日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

2,761株

<略歴、地位、担当>

1981年 4 月 当社入社

2010年 7 月 当社岐阜支店営業部長

2012年6月 当社執行役員 営業本部技術統括部長

2013年 7 月 当社参与 営業本部内線統括部副部長

2014年6月 当社常務執行役員 営業本部内線統括部長

2017年 4 月 当社専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長

2017年6月 当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長

2018年 4 月 当社取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕

(2018年4月 海外事業部から国際事業統括部へ組織改定)

<取締役候補者とした理由>

平田幸次氏は、長年にわたり当社の主要部門である屋内線部門の業務に従事し、現在は営業本部長として屋内線部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、国際事業統括部統括として海外案件の安定受注に向けて諸施策に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

| SiU た ゆう ぞう | 藤 田 祐 三 | (1959年4月19日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

1,487株

<略歴、地位、担当>

2008年6月 中部電力株式会社 エネルギー事業部付 株式会社シーエナジー出向

株式会社シーエナジー 代表取締役社長

2011年 7 月 中部電力株式会社 販売本部配電部長

2012年7月 同社お客さま本部配電部長

(2013年5月から2013年6月まで計画グループ部長を兼務)

2014年 7 月 同社執行役員 お客さま本部配電部長

2015年7月 同社常務執行役員 名古屋支店長

2018年 4 月 当社専務執行役員 東京本部長

2018年6月 当社取締役 専務執行役員 東京本部長

2020年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐

秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括

2021年 4 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 [現任]

<取締役候補者とした理由>

藤田祐三氏は、東京本部長在任時には関東エリアでの受注拡大に向けた営業・施工体制の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組んだほか、現在は代表取締役社長として、当社および当社グループを牽引し中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

ほり うち やす ひこ 堀 内 保 彦 (1957年12月18日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

2.859株

<略歴、地位、担当>

1981年 4 月 当社入社

2010年 6 月 当社理事 配電本部地中線部長

2011年6月 当社執行役員 配電本部地中線部長

2012年6月 当計執行役員 静岡支店長

2014年6月 当社常務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐

2016年 6 月 当社取締役 専務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐

2016年 7 月 当社取締役 専務執行役員 空調管本部長

2019年 4 月 当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業部統括 空調管本部長

2020年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐

エネルギー事業部統括 空調管本部長 [現任]

<取締役候補者とした理由>

堀内保彦氏は、空調管本部長として空調管部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、関東エリアでの受注拡大や製造業からの受注拡大に向け、子会社(旭シンクロテック株式会社)とのシナジー効果の最大化を図る体制を構築するなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

候補者番号 水 野 朝 之 (1957年10月12日生)

再任

所 有 す る 当社株式の数

3,724株

<略歴、地位、担当>

1980年 4 月 当社入社

2010年 6 月 当社理事 配電本部配電統括部副部長

2011年6月 当社参与配電本部配電統括部副部長

2012年 6 月 当社執行役員 配電本部地中線部長

2014年6月 当社常務執行役員 名古屋支店長

2018年 4 月 当社専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長

2018年6月 当社取締役 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長

2019年 4 月 当社取締役 専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長 〔現任〕

<取締役候補者とした理由>

水野朝之氏は、長年にわたり当社の主要部門である配電線部門の業務に従事し、現在は配電本部長として 配電線部門を統括し経営の効率化に取り組むとともに、安全環境部統括として安全衛生意識高揚の推進にも 積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要 事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

いい づか あつし 飯 塚 厚 (1959年5月12日生) 再任 社外取締役 独立役員

所有する 当社株式の数

0株

<略歴、地位、担当>

2001年7月 三重県総合企画局長、総務局長

2006年7月 財務省主計局主計官(農林水産)

2009年7月 同省理財局総務課長

2012年12月 内閣官房日本経済総合事務局次長

2014年 7 月 財務省理財局次長

2015年7月 同省東海財務局長

2016年 7 月 国税庁次長

2017年7月 財務省関税局長(2018年7月 同省退職)

2018年11月 SOMPOホールディングス株式会社顧問

2019年1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事長(2020年6月退任)

(2019年4月 SOMPO未来研究所株式会社に社名変更)

2020年6月 当社社外取締役(非常勤)[現任]

日本郵政株式会社専務執行役〔現任〕

<重要な兼職の状況>

日本郵政株式会社専務執行役

< 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

飯塚厚氏は、長年にわたる行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

<独立性について>

飯塚厚氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<社外取締役としての在任期間>

本総会の終結の時をもって1年

いな がき たか し 稲 垣 隆 司 (1945年6月19日生)

再任 社外取締役 独立役員

所 有 す る 当社株式の数

0株

< 略歴、地位、担当>

2004年 4 月 愛知県環境部長

2006年 4 月 同県副知事 (2010年 3 月退任)

2010年6月 名古屋競馬株式会社代表取締役社長(2014年6月退任)

2012年8月 学校法人名古屋学院大学理事長(2015年8月退任)

2015年 4 月 岐阜薬科大学学長 (2021年 3 月退任)

2016年6月 当社社外取締役(非常勤) 〔現任〕

2021年 4 月 名古屋競馬株式会社相談役〔現任〕

<重要な兼職の状況>

_

< 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

稲垣隆司氏は、長年にわたり愛知県において主に環境政策に携わり、環境問題に関する相当程度の経験・知見ならびにその多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会の委員および親子取引審議委員会の委員長として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。これらの経験・知見および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

<独立性について>

稲垣隆司氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<社外取締役としての在任期間>

本総会の終結の時をもって5年

(候補者番号) (10) まし かわ なお とし 吉 川 直 利 (1951年8月23日生)

再任 社外取締役 独立役員

所有する 当社株式の数

0株

< 略歴、地位、担当>

2004年 6 月 東海旅客鉄道株式会社取締役 安全対策部長

2008年6月 同社常務取締役 安全対策部長

2009年6月 同社常務取締役 新幹線鉄道事業本部長

2010年 6 月 同社専務取締役 新幹線鉄道事業本部長

2012年6月 同社代表取締役副社長

2016年6月 ジェイアールセントラルビル株式会社 代表取締役社長

2018年6月 ジェイアール東海関西開発株式会社 代表取締役社長 〔現任〕

2019年6月 当社社外取締役(非常勤) 〔現任〕

<重要な兼職の状況>

ジェイアール東海関西開発株式会社代表取締役社長

< 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

吉川直利氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

<独立性について>

吉川直利氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<社外取締役としての在任期間>

本総会の終結の時をもって2年

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
 - 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 4. 当社は、非業務執行取締役である飯塚厚氏、稲垣隆司氏および吉川直利氏との間で、会社法第427 条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と する責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、上記契約を継続する予定 であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、会社法第336条第4項第2号の規定により、監査役全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

き むら まさ ひこ 木 村 昌 彦 (1959年12月21日生)

新任

所 有 す る 当社株式の数

2,212株

<略歴、地位、担当>

1982年 4 月 当社入社

2008年7月 当社経理部副部長兼会計第一課長

2011年6月 当社執行役員 秘書室長

2014年6月 当社執行役員 経理部長

2018年 4 月 当社執行役員 長野支店長

2021年 4 月 当社監査役室 顧問(常勤)〔現任〕

<監査等委員である取締役候補者とした理由>

木村昌彦氏は、長年にわたり主に経理部門の業務に従事し会計全般に関する相当程度の知見を有している ほか、長野支店長在任時には地域密着型営業の実践や経営効率化に積極的に取り組み、豊富な経験と相当の 知見を有しております。

これらの経験と実績に基づき、客観的・中立的な立場で適切に監査・監督を行うことにより、当社の業務執行の監督機能の強化を図るため、同氏が適任であると判断し、監査等委員である取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

 しば
 た
 みつ
 あき

 柴
 田
 光
 明

 (1953年1月26日生)

新任 社外取締役 独立役員

所有する 当社株式の数

0株

< 略歴、地位、担当>

1976年 4 月 監査法人伊東会計事務所(2001年1月中央青山監査法人と合併)入所

1981年3月 公認会計士登録

2003年5月 中央青山監査法人(2006年9月 みすず監査法人に名称変更後、解散)代表社員

2007年8月 あずさ監査法人代表社員

2013年7月 有限責任 あずさ監査法人監事

2015年6月 有限責任 あずさ監査法人退所

2015年 7 月 公認会計士柴田光明事務所開設

同事務所所長 〔現仟〕

2019年6月 当社社外監査役(非常勤) 〔現任〕

<重要な兼職の状況>

公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

柴田光明氏は、長年の公認会計士として培われた財務および企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行うなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

同氏はこれまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

柴田光明氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<社外監査役としての在任期間>

本総会の終結の時をもって2年

ずぎ た かつ ひこ 杉 田 勝 彦 (1954年4月12日生) 新任 社外取締役 独立役員

所 有 す る 当社株式の数

0株

<略歴、地位、担当>

1984年 4 月 弁護士登録 石原法律事務所(現 石原総合法律事務所)入所

2004年 4 月 石原総合法律事務所 副所長 〔現任〕

2008年4月 津島市固定資産税評価等審査委員〔現任〕

2009年 4 月 名古屋簡易裁判所調停委員〔現任〕

2012年 9 月 豊島株式会社 社外監査役 (現任)

2014年 4 月 愛西市情報公開審査会委員

2014年 9 月 同審査会会長〔現任〕

2015年6月 当社社外監査役(非常勤)[現任]

2016年6月 愛西市行政不服審查会 会長 [現任]

<重要な兼職の状況>

弁護士 石原総合法律事務所副所長

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

杉田勝彦氏は、長年の弁護士として培われた企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行うなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

同氏はこれまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

杉田勝彦氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

<社外監査役としての在任期間>

本総会の終結の時をもって6年

すず き けん いち 鈴 木 健 一 (1956年8月2日生)

新任 社外取締役 所 有 す る 当社株式の数

275株

<略歴、地位、担当>

2009年7月 中部電力株式会社 工務技術センター所長

2010年7月 同社執行役員 工務技術センター所長

2013年 7 月 同社専務執行役員 技術開発本部長

2016年 4 月 同社顧問

2016年 6 月 同社監査役

2019年6月 当社社外監査役〔現任〕

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

鈴木健一氏は、上場会社の常勤監査役として培われた企業監査に関する相当程度の経験・知見を有しております。その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

<社外監査役としての在任期間> 本総会の終結の時をもって2年

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
 - 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその 職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる ことのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 4. 当社は、柴田光明氏、杉田勝彦氏および鈴木健一氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、木村昌彦氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置 会社へ移行いたします。

当社の取締役に対する報酬等の額は、2008年6月26日開催の第90回定時株主総会において、賞与金を含み年額3億7,200万円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)に対する報酬等の額を、賞与を含み年額4億円以内(うち社外取締役分年額8,500万円以内)とすること、ならびに各取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告 (4. (4)) に記載のとおりですが、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役の報酬等についても、基本となる月例の固定報酬と業績連動報酬である賞与で構成する方針であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および賞与を支給するものであり、当該方針において定められた報酬水準および支給対象となる取締役の人数水準等に照らして相当であると判断しております。

現在の取締役は11名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役は10名(うち社外取締役3名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置 会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額1億円以内とすること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

<memo></memo>		

<memo></memo>

株主総会会場ご案内図

所在地 名古屋市中区栄一丁目20番31号 電話(052)221-1111(大代表)



交通のご案内

- ・JR・名鉄・近鉄 名古屋駅より徒歩約20分
- ・地下鉄(東山線・鶴舞線)伏見駅 (7番出口) より徒歩約15分
- ・市バス♀

系統 名駅 16 名古屋駅(東新町経由左回り)

名駅 16 広小路本町(柳橋経由)

C 758 名古屋駅(広小路栄)

バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば) より乗車、バス停「柳橋 (1番)」で下車 (乗車時間約5分)、徒歩7分





